

狭あい道路の拡幅整備工事を実施しました！

平成28年度は9名の方より土地提供をいただき、狹隘道路拡幅工事を実施いたしました。
住屋町においては、区長様からの働きがけにより4名の方から土地提供をいただくことができました。
下写真は住屋町における拡幅事例です。



空き家除却の助成を行いました。

平成28年度は3件の空き家に対し、除却助成を行いました。
下写真は除却事例です。



12区の皆様へお礼とお願い

加西市都市計画課では、平成27年度より北条12区における住環境整備事業として、空き家除却の助成、狭隘道路拡幅整備を実施し、今年で3年目となりました。
住民皆様には多くのご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年度は、市道北条19号線の内一部(約延長80m)の拡幅工事を実施することが出来、土地所有者の方々のご協力と区長様の働きがけにより、一歩ずつではありますが、確実に住環境は改善してきています。

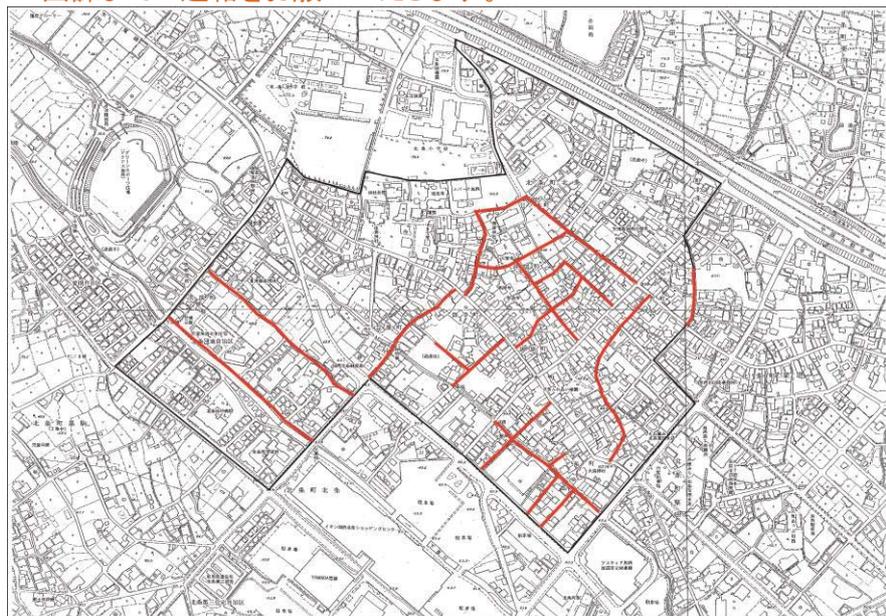
都市計画課では、狭隘道路拡幅にご協力をいただいた方には、**用地提供部分の測量分筆登記の上、拡幅工事を実施させていただいております。また、用地提供面積に応じた奨励金もお支払しております。**

住環境整備は市が強制的に事業実施するものではなく、住民皆様に同意、ご協力いただけたところから順番に実施する事業です。皆様のご協力により、住環境は確実に改善されます。

狭隘道路沿道において空き地を所有されている方、住宅建築の際に既にセットバックを実施されている方、狭隘道路拡幅整備にご協力の程よろしくお願いたします。

また都市計画課では空き家の除却助成制度を制定しております。

空き家除却のご検討をされている方は、一定の助成が出来る場合はございますので、都市計画課までご連絡をお願いいたします。



——— : 対象区域

——— : 狭隘道路

建築基準法42条2項道路(4m未満道路)で市道認定を受けている道路または里道

※建築基準法42条1項認定道路であっても前面道路が4m未満の場合は拡幅対象路線となる場合があります。